

第91号議案

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

上宮川町改良住宅の自動車保管場所を整備するに当たり、改良店舗及び改良作業場の一部の用途を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例（昭和61年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1 3 店舗等の表中

「

	改良店舗5号 上宮川町9番	鉄筋コンクリー ト造平家建	2	58.10	27,200
元	改良作業場1号 上宮川町10番	鉄骨造平家建	2	14.96	7,000
			3	29.93	14,000

」

を

「

	改良店舗5号 上宮川町9番	鉄筋コンクリー ト造平家建	1	58.10	27,200
--	------------------	------------------	---	-------	--------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

上宮川町改良住宅の自動車保管場所を整備するに当たり、改良店舗及び改良作業場の一部の用途を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 改良店舗5号（2戸）のうち1戸の用途を廃止する。（別表第1関係）
- (2) 改良作業場1号（5戸）の用途を廃止する。（別表第1関係）

3 施行期日

公布の日